

奈良県職員に対する退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十号

奈良県職員に対する退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 奈良県職員に対する退職手当に関する条例(昭和二十八年十月奈良県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「若しくは失職し」を削る。

第十九条の二第二号中「(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第二十条第一項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「若しくは失職し」を削る。

第二十六条第六項中「若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

(奈良県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第三条 奈良県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年三月奈良県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項各号を次のように改める。

一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

)

第四条 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年三月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条及び第十四条中「若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

第十五条第二項第二号中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

（奈良県金属くず営業条例の一部改正）

第五条 奈良県金属くず営業条例（昭和三十二年四月奈良県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「又は成年被後見人」を削り、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により金属くず商の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの

第十五条第三号中「又は第六号」を「から第七号までのいずれか」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に、第五条の規定による改正前の奈良県金属くず営業条例の規定に基づき行われた処分の効力については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。